

日本で麻農業をはじめよう

聞いておきたい
大麻草の正しい知識



赤星 栄志
あかほし よしゆき

1974年滋賀県生まれ。日本大学農獣医学部卒。同大学院より博士号（環境科学）取得。学生時代から環境・農業・NGOをキーワードに活動を始め、農業法人スタッフ、システムエンジニアを経て様々なバイオマス（生物資源）の研究開発事業に従事。現在、NPO法人ヘンプ製品普及協会理事、日本大学大学院総合科学研究科研究員など。主な著書に、『ヘンプ読本』（2006年・築地書館）、「大麻草解体新書」（2011年・明窓出版）など。

WEBサイト：麻類作物研究センター
<http://www.hemp-revo.net>

本連載では、大麻草を研究テーマに掲げて博士号を取得した赤星栄志氏が、科学的な視点でこの植物の正しい知識を解説し、国内での栽培、関連産業の可能性を伝える。麻農業をバックアップする国内の特區制度。国内の麻栽培特區は、2008年に認定された北海道北見市の事例がある。特區制度の種類と要点を整理する。

08 大麻栽培特區の活用

この連載を今年1月に始めてから、予想外の地域でうれしいニュースがあった。5月28日付けの日本海新聞によると鳥取県八頭郡智頭町で約60年ぶりに大麻草（以下、麻とす）の栽培が復活したのである。東日本大震災の影響で移住した若者の「限界集落を再生するために、その集落で昔から使われていた麻を復活したい」という想いを町がバックアップして栽培許可となったようだ。

本来、麻栽培の免許制度は個別の事業者を対象としているが、地方自治体のサポートがあるかないかでは

大きく違ってくる。今回は麻栽培が復活した智頭町の事例を念頭に置いて、地方自治体は麻栽培にどのような支援ができるかを「特區」という切り口で紹介する。

特區制度の種類と申請事例

特區とは、従来の法規制の關係で事業化が不可能な事業を特別に行なうことができるようにした地域のことである。改革開放が成功した中国の經濟特區をヒントに、小泉政権下で規制緩和政策に採用された。特區

制度には、表1のようにつくつの種類がある。

構造改革特區（表1のA）は2003年に施行された構造改革特別区域法に基づいて、規制の特例措置を定めた特別区域を設定して教育や農業、社会福祉などの分野における構造改革を推進し、地域の活性化を図ることを目的にしている。農業分野では、どぶろく特區や農家民宿特區、農業への株式会社参入特區が有名である。

麻についても複数の地域が大麻取締法関連の規制緩和の要請を実施した（表2）。しかし、すべての要請において「C・特區として不可」と判定された。なかでも、北海道北見市は構造改革特區制度に4度挑戦しても全く実現できなかった。そこで国の構造改革の北海道版であるチャレンジパートナー特區に申請したところ、08年8月8日に産業用大麻栽培特區（表1のC）に認定された。

■ 表1 日本の様々な特區制度

	特區制度	窓口	長所	短所
A	構造改革特區 (2003年～)	内閣府	企業、NPO、個人でも誰でも自由に発案可能	認定までに時間がかかる 政治主導ではない
B	先端医療開発特區 (スーパー特區)	内閣府	研究開発がテーマ 研究者主導でできる	公募型で競争率が高い 次回公募予定が不明
C	都道府県独自の 特區を指定	都道府県	県独自にできる 政治主導でできる	特區としての法的な担保が弱い
D	総合特區制度 (2011年～)	内閣府	担当省との協議の場がある	自治体からの提案となる

■表2 大麻取締法関連の構造改革特区制度の要請事例

	長野県美麻村	岩手県紫波町	北海道北見市他 20 地域
要望時期	第 4 次提案 2003 年 11 月	第 5 ～ 6 次提案 2004 年 6 ～ 10 月	第 11 ～ 14 次提案 2007 年 6 月～2008 年 10 月
要望事項 ①	大麻取締法第 1 条に規定する「大麻」の定義からの低毒性産業用大麻品種の除外、産業用大麻栽培者の免許権限の都道府県知事から市町村長への委譲	大麻の栽培目的の要件緩和、町への許可権限移譲、産業用大麻の栽培用種子の輸入解禁	産業用大麻の種子の輸入規制緩和
要望事項 ②	大麻栽培者による産業用大麻栽培用種子の輸入解禁		
該当法令 ①	大麻取締法（昭和 23 年法律第 124 号）第 1 条、大麻取締法（昭和 24 年法律第 124 号）第 5 条第 1 項	大麻取締法（昭和 23 年法律第 124 号）第 5 条第 1 項大麻栽培者免許に係る疑義について（平成 13 年 3 月 13 日付け医薬監麻発第 293 号） 輸入のけし、大麻種子の取扱いについて（昭和 40 年 9 月 15 日付け薬発第 708 号通知）	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件（昭和 41 年 4 月 30 日通商産業省告示第 170 号） 輸入のけし、大麻種子の取扱いについて（厚生省通知：昭和 40 年 9 月 15 日薬発第 708 号）
該当法令 ②	輸入のけし、大麻種子の取扱いについて（昭和 40 年 9 月 15 日付け薬発第 708 号通知）、		
交渉結果 ①	C：特区として不可 I：法律上の手当てを必要とするもの	C：特区として不可 I：法律上の手当てを必要とするもの	C：特区として不可 III：省令・告示上の手当てを必要とするもの
交渉結果 ②	C：特区として不可 IV：訓令又は通達の手当てを必要とするもの		

注：構造改革特区についての内閣府のホームページを基にして筆者作成

特区という栽培の自由化というイメージがある。だが、この北見市の事例では、特区の中心に産業用大麻の栽培に関わる環境を整える目的でつくられた検討チームがある。将来的に 1000 ha、さらには 1 万 ha と栽培する場合に農家が種子を入手する方法やマリファナ成分の検査体制などの現実的な問題をどうクリアしていくのか検討することが重要である。諸外国ではすでに制度や法律が整備されて、とっくの昔に終わっていることが、日本では「特区」でようやく議論するところなのである。（洒落を言いました！）

ところが、北見市の産業用大麻栽培特区でも検討結果は「難しい」「できない」の連発で、民間側の挑戦に行政が支援するという形には程遠い状態になったのである。

総合特区制度の活用

そこで期待できるのが、最近新しく施行された総合特別区域法に基づく総合特区（表 1 の D）である。これまで構造改革特区の協議は内閣府経由で、大麻取締法を管轄している厚生労働省とのやり取りを間接的に行なえなかった。総合特区では規制省庁と当事者が直接、協議する場がある。構造改革特区では企業や NPO 法人、個人でも提案できたが、

総合特区では自治体を通じての提案に限定しているのが大きな特徴である。自治体は総合特区制度を利用して民間の麻栽培をしたい方を支援することができる。

麻栽培の振興のために総合特区で提案する点は次の 3 つである。

① 種子の輸入

特区要請の際に種子に関する要望が多い。その背景には、栃木県以外で種子が容易に入手できないという問題がある。マリファナ成分が極めて少ない品種「とちぎしろ」を管理している栃木県農業試験場は、同じような種子管理体制がないと県外不出の姿勢を崩さない。また、農林水産省のジーンバンクにある種子は、栃木県の意向により大麻取扱者の免許を持っていても入手できない状況にある。一方で関税法により、海外から輸入した発芽する種子はすべて非発芽処理（熱処理）をしなければならぬ。栽培者は播種に用いる種子を要望するが、法制度は薬物乱用の観点から種子の拡散を防ぐためにいかなる種子も熱処理をするように定めている。今後、日本で麻を新しく事業化するには、種子の輸入に関する省令の規制緩和が欠かせない。特に海外の繊維用と食用の品種の高品質な種子の導入が望まれている。

②葉と花穂の活用

日本の大麻取締法ではマリファナ成分の規制を法的には定めておらず、葉と花穂という植物の部位によって利用を規している。海外では、マリファナ成分を含まない繊維用と食用の麻品種は茎以外にも葉をハーブ茶や動物用の餌に、花穂を香料やキャンディ、ビールなどの商品に活用している（下のヘンプマルシェ参照）。薬用の品種は花穂と葉を使い、ガン疼痛や偏頭痛の鎮痛剤、吐き気抑えや神経性疾患など医療分野で利用している。

EU各国ではマリファナ成分のTHCが0・2%未満の品種ならば、すべての植物部位を活用できる。同じ植物で国によって使える部位が異なるのは全くもって科学的な合理性がない。特に日本のように少ない面積でより収益を上げるには、活用できない部位があるのはかなり致命的なことで、花穂や葉の活用は必須である。

③栽培免許権限の市町村長への委譲
大麻取扱者免許は都道府県知事の権限である。現在の免許制度は、都道府県の薬務課が知事を飛び越えて厚生労働省の顔色を伺うような運営をしている。制度上は地方分権になっているが、実態は形骸化している

といえる。行政の「難しい」「できない」という姿勢そのものが特区の法的精神に反する行為である。麻で地域活性化をしようとやる気のある地方自治体にとって、国の後ろ向きな姿勢は地元の農家や民間事業者の自由な営業活動を阻害するものではない。栽培面積や栽培者を広げるには、特区制度による都道府県知事から市町村長に免許の権限を委譲するという規制緩和が必要なのである。

麻に限らず、特区制度はあらゆる分野で国の全国一律な規制が民間の活力を阻害してきたという反省から生まれたものである。先行き不透明な日本の地域を活性化する社会実験という意味を持つ。最初の栽培者は特別に免許が下りたが、2番目の申請者には免許が下りないという事態を回避するためにも、栽培特区を取って社会実験を行なうことは大いに価値がある取り組みであろう。

麻の栽培の復活にあたって、将来的な総合特区の申請を見据えて自治体と友好な関係を築き上げることも栽培者免許取得にとって大変有効だと思われる。さらに麻栽培が復活した地域では、麻農家と自治体が共同して特区制度を上手に活用して、日本の麻の産業化に向けて果敢に挑戦していただきたい。

麻市場

ヘンプマルシェ コーナー

Hemp-tea organic オーガニック・ヘンプ茶

特徴

EUで許可された（※）麻の品種を使ったドイツ産の麻の葉を使ったハーブ茶。葉を使った商品のため日本では輸入禁止品であるが、EU圏内では合法的に堂々と販売されている。乾燥した麻の葉独特の風味と味が特徴。葉っぱの栄養価はミネラルが豊富であり、カルシウムが牛乳の30倍以上、鉄が豚肉（レバー）の2倍以上ある。今回紹介した商品は有機認証を取得済みなので、「オーガニック」の表記がある。

※マリファナ成分THCの含有量が0.2%未満



栄養価（100g中）：ナトリウム 3.2 mg、カリウム 3,271 mg、
カルシウム 4,212 mg、マグネシウム 392 mg、
リン 293 mg、鉄 28.4 mg、亜鉛 2.9 mg

販売元：Hempro International（ドイツ・デュッセルドルフ）
HP：http://www.hempro.com